

【平成 25 年版】
パーフェクト宅建
基本予想問題集
【正誤のお知らせ】

(3522)

平成 25 年 9 月 13 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

P305 解説② 上 2 行目	本店の所在地を管轄する乙県知事を	本店の所在地を管轄する甲県知事を
P305 解説④ 上 3 行目	甲県知事に廃業の届出をしなければ	甲県知事を経由して国土交通大臣に 廃業の届出をしなければ

【平成 25 年版】
パーフェクト宅建
基本予想問題集
【正誤のお知らせ】

(3522)

平成 25 年 7 月 30 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

※本書籍における、法改正に関する記述の修正はありません。

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

P306 問題 12 ②下 1 行目	その旨を甲県知事に届け出	その旨を甲県知事を経由して国土交 通大臣に届け出
P307 解説② 下 1～2 行目	その旨を甲県知事に届け出なければ ならない（同法 11 条 1 項 3 号）。	その旨を甲県知事を経由して国土交 通大臣に届け出なければならない（同 法 11 条 1 項 3 号、78 条の 3 第 1 項）。

【平成 25 年版】
パーフェクト宅建
基本予想問題集
【正誤のお知らせ】

(3522)

平成 25 年 6 月 20 日
株式会社新報社 書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P74 問題 33 肢ア	BはAの合意があっても、Cの承諾がなければ、Bは第一順位の抵当権者となることはできない。	BはAの合意があれば、Cの承諾がなくても、Bは第一順位の抵当権者となることができる。
P74 ②	ウとエ	イとエ
P280 問題 60	下の②	④